

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立書の作成提出要領

成年後見人が本人の財産・収支状況を正確に把握し、適切な財産管理を行うために、本人に宛てた郵便物等の配達（回送）を受けようとする場合は、家庭裁判所の審判（回送嘱託審判）を得なければなりません。

回送嘱託の申立ては、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人はすることができません。また、成年後見人の選任の効力発生前（後見開始審判の確定前）は、この申立てをすることはできません。

回送の期間は、必要性の程度を踏まえて、6か月を超えない範囲で、家庭裁判所が定めます。なお、定められた回送期間は伸長することはできません。

回送嘱託の審判は、申立人（成年後見人）が審判書謄本を受領して2週間が経過すると確定します。審判確定後、家庭裁判所から信書送達事業者（集配郵便局等）に回送を嘱託します。

1 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）をする必要があるときは、家庭裁判所に対し、次の各書類を提出して行ってください。

- (1) 成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託申立書
- (2) 収入印紙 800円（申立書貼付）
- (3) 郵便切手 82円×2枚

※ 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに82円を1枚加算してください。

※ 審判書を郵送してほしい場合は、1072円（内訳：500円×2枚、52円×1枚、20円×1枚）を加算してください。

※ 家庭裁判所調査官による調査を行う場合は、別途郵便切手の納付をお願いすることがあります。

- (4) 選任審判（開始審判）後に申立人又は本人の住所が変わった場合、住民票の写し
- (5) 申立人以外に成年後見人（財産管理権限を有する者）が選任されている場合、本件申立てをすることについての当該成年後見人の同意書
- (6) 成年後見監督人が選任されている場合、本件申立てをすることについての成年後見監督人の同意書

※ 申立後に追加資料の提出を求められることがあります。